

ID: 258

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

<p>処分の概要</p>	<p>管理料の徴収</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>名寄市墓地条例 第7条</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>令和2年条例第42号</p>		
<p>【根拠条文】 (管理料) 第7条 霊園の使用者は、清掃その他霊園の維持管理に要する経費として次に掲げる管理料を納付しなければならない。ただし、当該額に10円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てるものとする。 (1) となみが丘霊園 使用場所1平方メートルにつき年額220円により算出して得た額 (2) 緑丘霊園 使用場所1平方メートルにつき年額396円により算出して得た額 2 霊園の使用者は、前項の規定によって算出した管理料に30を乗じて得た額を一括納入するものとし、以後の管理料を免除する。 3 市長は、前項に定めるほか、特別の事由があると認められるときは、管理料を減額することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>令和3年4月1日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>